

大阪府教育支援体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 府は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、予算の定めるところにより、学校法人に対し大阪府教育支援体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び文部科学省教育支援体制整備事業費交付金交付要綱及び同実施要領（平成29年8月1日付け29文科初第660号、文部科学省初等中等教育局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業の内容等)

- 第2条 この補助金の補助事業の内容、補助対象経費、及び補助金の額等については、別紙1「認定こども園移行準備支援事業」、別紙2「園務改善のためのICT化支援事業」に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(補助金の交付の申請)

- 第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、補助金交付申請書（様式第1号）、要件確認申立書（様式第2号）及び暴力団等審査情報（様式第3号）を教育長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

- 第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。
- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

- 第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第6号)を補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに、教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成29年3月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年2月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別紙1（第2条関係）

認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業

1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担を軽減するための費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条及び第17条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

3 補助事業者

学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）

4 補助基準額・負担割合

（1）補助基準額

1施設当たり 1,600千円を上限とする。

（2）負担割合

府（国）1/2、事業者1/2

5 対象経費

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

6 留意事項

- ・原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として補助金を返還すること。
- ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせておこなう者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分ができるようにすること。
- ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。
- ・すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は補助対象としない。

別紙 2（第 2 条関係）

園務改善のための ICT 化支援事業

1 目的

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）における園務を改善するため、業務の ICT 化を促進し、幼稚園教諭の事務負担の軽減を図ることを目的とする。

2 内容

幼稚園における幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の業務について、ICT 化を促進し、園務改善のための支援システムの導入等に必要な費用の補助を行う。

3 補助事業者

学校法人

4 補助基準額・負担割合

（1）補助基準額

1 施設当たり 720 千円を上限とする。

（2）負担割合

府（国）3/4、事業者 1/4

5 対象経費

支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等。

また、当該システムの導入に当たり最低限必要となるパソコン等の備品等の購入等も対象とするが、これらの費用については、当該システムの導入に要する費用の半額以下とする。

6 留意事項

園務改善のための ICT 化支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料等については、原則単年度の契約とすること。

平成 28 年度において幼稚園であって、平成 29 年度に幼保連携型認定こども園に移行した施設についても、平成 29 年度に限り補助対象施設とする。ただし、厚生労働省所管の保育所等における業務効率化推進事業の補助を受けた施設を除く。